

人事委員会報

第88号

平成28年度

宮城県人事委員会

目 次

[平成 28 年度版]

I 人事委員会

1 委員の構成	1
2 会議の開催状況	1
3 人事委員会規則等の制定改廃状況	9
4 条例の制定改廃に関する意見の申出状況	12

II 事務の概要

1 職員採用試験等事務	14
第 1 表 平成 28 年度職員採用試験（定例試験）の概要	17
第 2 表 職員採用試験実施状況	19
第 3 表 職員採用試験（定例試験）受験申込者数等の推移（平成 19 年度以降）	22
第 4 表 平成 28 年度職員採用選考考査実施状況	24
第 5 表 平成 28 年度採用・転任選考承認状況	25
第 6 表 平成 28 年度職員採用状況	26
第 7 表 平成 28 年度昇任選考実施状況	27
2 職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告	28
3 公平審査事務	38
4 公平委員会受託事務	40
5 公立学校の学校医等の公務災害補償審査事務	40
6 職員団体等関係事務	41
7 勤務時間等関係事務	44
8 労働基準監督関係事務	45



[その他]

◎ 事務局の組織及び事務分掌	50
----------------	----

I 人事委員会

1 委員の構成

職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	小川竹男	平成26年7月13日	
委員 (委員長代理)	佐藤裕一	平成13年7月11日	
委員	秋田次郎	平成27年7月14日	

2 会議の開催状況

平成28年度の人事委員会会議は第1530回から第1550回まで21回開催され、その内容は次のとおりである。

(1) 総括

年月 区分	平成28年									平成29年			計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
開催回数	1	1	1	1	2	3	2	1	2	2	3	2	21	
議事 事項 数	議案	4	1	0		2	3	2	4	13	2	4	13	48
	協議						2							2
	報告	2	3	1	1	4	4	3	1		1	1		21
	審理	1	2	2	2	1		1	1	2	3	3	2	20
	その他		2	1	3	3	10	3	1	2	1	2	1	29
計	7	8	4	6	10	19	9	7	17	7	10	16	120	

(2) 付議内容別議事事項

		議案	協議	報告	審理	その他	計
総務関係	条例意見						
	規則等の制定改廃	2					2
	その他			2			2
	小計	2		2			4
公平審査 勤務条件 関係	措置の要求						
	不服申立て	1		1	20		22
	休暇の承認	1					1
	条例意見	4					4
	規則等の制定改廃	8					8
	その他	1		5		1	7
	小計	15		6	20	1	42
任用関係	採用	10		3		14	27
	昇任			2			2
	条例意見						
	規則等の制定改廃	1					1
	その他						
	小計	11		5		14	30
給与関係	報告・勧告	1	2	6		3	12
	条例意見	4					4
	規則等の制定改廃	14					14
	その他	1		2		11	14
	小計	20	2	8		14	44
合計		48	2	21	20	29	120

(3) 開催回数別議事内容

回数	開催年月日	議 事
1530	28. 4. 11 (月)	<p>(議 案)</p> <p>1 第 67 回宮城県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施について</p> <p>2 宮城県職員採用試験 (大学卒業程度・民間企業等職務経験者) の実施について</p> <p>3 第 67 回宮城県職員採用試験 (短期大学卒業程度) 及び第 74 回宮城県職員採用試験 (高等学校卒業程度) の実施について</p> <p>4 第 90 回警察官 A 採用試験及び第 91 回警察官 B 採用試験の実施について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 27 年 (不) 第 2 号事案について (第 4 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 平成 28 年職種別民間給与実態調査について</p> <p>② 平成 27 年度職員採用試験実施結果について</p>
1531	28. 5. 19 (木)	<p>(議 案)</p> <p>5 人事委員会規則 7-20 (退職手当の支給) の一部改正について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 27 年 (不) 第 1 号事案について (第 4 回審理)</p> <p>② 平成 27 年 (不) 第 2 号事案について (第 5 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 平成 27 年度における苦情相談の状況について</p> <p>② 平成 27 年度における解雇予告除外認定の状況について</p> <p>③ 選考考査 (前期日程) の概要について</p> <p>(その他)</p> <p>① 公務公共サービス労働組合協議会からの要請について</p> <p>② 公務労組連絡会等からの要請について</p>
1532	28. 6. 20 (月)	<p>(審 理)</p> <p>① 平成 27 年 (不) 第 1 号事案について (第 5 回審理)</p> <p>② 平成 27 年 (不) 第 2 号事案について (第 6 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 懲戒処分取消請求事件に係る判決について</p> <p>(その他)</p> <p>① 平成 28 年度宮城県職員採用試験 (大学卒業程度) 申込状況について</p>
1533	28. 7. 12 (火)	<p>(審 理)</p> <p>① 平成 27 年 (不) 第 1 号事案について (第 6 回審理)</p> <p>② 平成 27 年 (不) 第 2 号事案について (第 7 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 第 87 号 (平成 27 年度) 人事委員会報について</p>

回数	開催年月日	議 事
		(その他) ① 平成 28 年度宮城県職員採用試験（大学卒業程度）の実施状況等について ② 平成 28 年度警察官 A 採用試験の実施状況等について ③ 宮城県官公労働組合連絡協議会等からの要請について
1534	28. 8. 18 (木)	(議 案) 6 宮城県職員（大学卒業程度）採用候補者名簿の確定について (審 理) ① 平成 27 年（不）第 2 号事案について（第 8 回審理） (報 告) ① 選考考査（後期日程）の概要について ② 平成 28 年人事院勧告について ③ 不利益処分に関する不服申立ての取下げについて (その他) ① 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会からの要請について ② 公務労組連絡協議会等からの要請について
1535	28. 8. 25 (木)	(議 案) 7 宮城県警察官（警察官 A）採用候補者名簿の確定について (報 告) ① 平成 28 年職員給与実態調査結果について (その他) ① 地域手当の支給割合について
1536	28. 9. 14 (水)	(議 案) 8 職員安全衛生管理規程の一部改正について 9 人事委員会規則 12-1（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部改正について (報 告) ① 平成 28 年職種別民間給与実態調査結果について ② 平成 28 年公民給与較差について ③ 平成 28 年標準生計費・労働経済指標について (その他) ① 平成 28 年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告（案）の概要について ② 北海道公務員共闘会議及び東北公務員共闘協議会からの要請について ③ 宮城高校教育ネットワークユニオンからの要請について ④ 平成 28 年度宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者）の申込状況について ⑤ 平成 28 年度宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）の申込状況について ⑥ 平成 28 年度警察官 B 採用試験の申込状況について

回数	開催年月日	議 事
1537	28. 9. 21 (水)	<p>(協 議)</p> <p>① 平成 28 年職員の給与等に関する報告及び勧告 (案) について (報 告)</p> <p>① 宮城県警察官昇任資格考査の実施結果について (その他)</p> <p>① 平成 28 年度宮城県職員採用試験 (大学卒業程度・民間企業等職務経験者) の実施状況について</p> <p>② 平成 28 年度警察官 B 採用試験の実施状況について</p>
1538	28. 9. 30 (金)	<p>(議 案)</p> <p>10 人事委員会規則 11-2 (公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則) の一部改正について (協 議)</p> <p>① 平成 28 年職員の給与等に関する報告及び勧告 (案) について (その他)</p> <p>① 宮城県三者共闘会議からの要請について</p> <p>② 宮城県公務・公務関連労働組合共闘会議からの要請について</p> <p>③ 平成 28 年度宮城県職員採用試験 (短期大学卒業程度・高等学校卒業程度) の実施状況について</p>
1539	28.10. 6 (木)	<p>(議 案)</p> <p>11 平成 28 年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告について (報 告)</p> <p>① 人事行政の運営等の状況の公表について (その他)</p> <p>① 平成 28 年度宮城県職員採用試験 (大学卒業程度・民間企業等職務経験者) の第 1 次合格者について</p> <p>② 平成 28 年度宮城県職員採用試験 (短期大学卒業程度・高等学校卒業程度) の第 1 次合格者について</p> <p>③ 平成 28 年度警察官 B 採用試験の第 1 次合格者について</p>
1540	28.10.24 (月)	<p>(議 案)</p> <p>12 平成 28 年度昇給区分を A 又は B に決定する職員の昇給号俸数について (審 理)</p> <p>① 平成 27 年 (不) 第 2 号事案について (第 9 回審理) (報 告)</p> <p>① 平成 28 年度上半期における苦情相談の状況について</p> <p>② 平成 28 年度上半期における解雇予告除外認定の状況について</p>
1541	28.11.16 (水)	<p>(議 案)</p> <p>13 宮城県職員 (大学卒業程度・民間企業等職務経験者) 採用候補者名簿の確定について</p>

回数	開催年月日	議 事
		14 宮城県職員（短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度）採用候補者名簿の確定について 15 宮城県警察官（警察官B）採用候補者名簿の確定について 16 不利益処分に関する審査請求について （審 理） ① 平成 27 年（不）第 2 号事案について（第 10 回審理） （報 告） ① 人事委員会勧告の取扱い及び職員団体との交渉結果について （その他） ① 平成 28 年全国人事委員会勧告の状況について
1542	28. 12. 2(金)	（議 案） 17 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見について 18 職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 19 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 20 学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について （審 理） ① 平成 27 年（不）第 2 号事案について（第 11 回審理） （その他） ① 塩竈市公平委員会事務の受託に係る事前協議について ② 選考考査（身体障害者）の概要について
1543	28. 12. 22 (木)	（議 案） 21 人事委員会規則 7－0（給料等の支給）の一部改正等について 22 人事委員会規則 7－14（期末手当）の一部改正について 23 人事委員会規則 7－15（勤勉手当）の一部改正について 24 人事委員会規則 7－33（初任給，昇格，昇給等の基準）の一部改正について 25 人事委員会規則 7－41（初任給調整手当）の一部改正について 26 人事委員会規則 8－5（職員の勤務時間，休暇等に関する規則）の一部改正等について 27 人事委員会規則 8－6（学校職員の勤務時間，休暇等に関する規則）の一部改正等について 28 人事委員会事務局処務規程（昭和 50 年宮城県人事委員会訓令第 1 号）の一部改正について 29 塩竈市公平委員会の事務の受託について （審 理） ① 平成 27 年（不）第 2 号事案について（第 12 回審理）

回数	開催年月日	議 事
1544	29. 1. 16 (月)	(議 案) 30 特別休暇の承認について (審 理) ① 平成 27 年 (不) 第 2 号事案について (第 13 回審理) ② 平成 28 年 (審) 第 1 号事案について (第 1 回審理)
1545	29. 1. 24 (火)	(議 案) 31 平成 29 年度宮城県職員採用試験及び警察官採用試験の実施について (審 理) ① 平成 27 年 (不) 第 2 号事案について (第 14 回審理) (報 告) ① 宮城県警察官昇任資格考査の実施結果について (その他) ① 選考考査 (身体障害者) の実施状況について
1546	29. 2. 8 (水)	(審 理) ① 平成 27 年 (不) 第 2 号事案について (第 15 回審理) (その他) ① 公務労組連絡会等からの要請について ② 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会からの要請について
1547	29. 2. 21 (火)	(議 案) 32 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 33 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 34 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案に対する意見について 35 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について (審 理) ① 平成 27 年 (不) 第 2 号事案について (第 16 回審理) (報 告) ① 平成 28 年度給与の支払監理について
1548	29. 2. 23 (木)	(審 理) ① 平成 27 年 (不) 第 2 号事案について (第 17 回審理)
1549	29. 3. 22 (水)	(議 案) 36 人事委員会規則 7—1 (寒冷地手当) の一部改正について 37 人事委員会規則 7—2 (特殊勤務手当) の一部改正について 38 人事委員会規則 7—16 (給料の調整額) の一部改正について 39 人事委員会規則 7—18 (管理職手当) の一部改正について 40 人事委員会規則 7—20 (退職手当の支給) の一部改正について

回数	開催年月日	議 事
		<p>41 人事委員会規則 7—31（給料表の適用範囲）の一部改正について</p> <p>42 人事委員会規則 7—33（初任給，昇格，昇給等の基準）の一部改正について</p> <p>43 人事委員会規則 7—39（へき地手当等）の一部改正等について</p> <p>44 人事委員会規則 8—5（職員の勤務時間，休暇等に関する規則）の一部改正について</p> <p>45 人事委員会規則 8—6（学校職員の勤務時間，休暇等に関する規則）の一部改正等について</p> <p>46 人事委員会規則 8—7（職員の育児休業等に関する規則）の一部改正について</p> <p>（審 理）</p> <p>① 平成 27 年（不）第 2 号事案について（第 18 回審理）</p> <p>② 平成 28 年（審）第 1 号事案について（第 2 回審理）</p> <p>（その他）</p> <p>① 宮城県官公労働組合連絡協議会等からの要請について</p>
1550	29. 3. 27（月）	<p>（議 案）</p> <p>47 人事委員会規則 11—1（管理職員等の範囲を定める規則）の一部改正について</p> <p>48 人事委員会規則 11—2（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部改正について</p>

3 人事委員会規則等の制定改廃状況

人事委員会は独立した行政機関として、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し人事委員会規則を制定する権限を有することが地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 8 条第 5 項に規定され、人事行政の重要性、専門性、特殊性に鑑み、これを適正に実施していくことが要請されている。

平成 28 年度における人事委員会規則等の制定改廃の概要は、次表のとおりである。

（総務関係）

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
人事委員会事務局処務規程	28. 12. 22	28. 12. 26	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴う、育児・介護に関する両立支援制度に係る規定の新設及び一部改正	29. 4. 1
職員安全衛生管理規程	28. 9. 14	28. 9. 30	富谷町の市制移行に係る規定の一部改正	28. 10. 10

（公平審査・勤務条件関係）

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (8-5)	28. 12. 22	28. 12. 26	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴う、育児・介護に関する両立支援制度に係る規定の新設及び一部改正	29. 1. 1
	29. 3. 22	29. 3. 23	児童福祉法の改正に伴う両立支援制度(育児関係)の対象となる「子」の範囲に含める者の定義規定における用語の整理	29. 4. 1
学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(8-6)	28. 12. 22	28. 12. 26	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴う、育児・介護に関する両立支援制度に係る規定の新設及び一部改正	29. 1. 1
	29. 3. 22	29. 3. 23	児童福祉法の改正に伴う両立支援制度(育児関係)の対象となる「子」の範囲に含める者の定義規定における用語の整理	29. 4. 1
職員の育児休業等に関する規則(8-7)	29. 3. 22	29. 3. 23	地方公務員に関する育児休業法及び職員の育児休業等に関する条例の改正に伴う「親」とされる者の範囲の改正	29. 4. 1
管理職員等の範囲を定める規則(11-1)	29. 3. 27	29. 3. 31	組織改編に伴う別表第1の一部改正	29. 4. 1

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
公平委員会の 事務委託地方 公共団体の管 理職員等の範 囲を定める規 則（11－2）	28. 9. 30	28. 10. 7	受託団体の組織改編等に伴う別表第1の一部改正	28. 10. 10
	29. 3. 27	29. 3. 31	受託団体の組織改編等に伴う別表第1及び別表第2の一部改正	29. 4. 1

(任用関係)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
公益的法人等 への職員の派 遣等に関する 規則（12－1）	28. 9. 14	28. 9. 23	富谷町の市制移行に係る規定の一部改正	28. 10. 10

(給与関係)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
給料等の支給 （7－0）	28. 12. 22	28. 12. 26	第5条の2 介護時間の新設に伴う改正	29. 1. 1
寒冷地手当 （7－1）	29. 3. 22	29. 3. 23	別表（第2条関係） 県費負担教職員の給与負担が仙台市へ移譲されることに伴う改正	29. 4. 1
特殊勤務手当 （7－2）	29. 3. 22	29. 3. 23	第13条 支給対象業務の追加に伴う規定の整理 第22条・第24条 県費負担教職員の給与負担が仙台市へ移譲されることに伴う改正 第25条 支給対象範囲の見直しに伴う改正 附則第5項 支給対象施設の追加に伴う改正	29. 4. 1 29. 3. 23
期末手当 （7－14）	28. 12. 22	28. 12. 26	第8条 介護時間の新設等に伴う改正	29. 1. 1
勤勉手当 （7－15）	28. 12. 22	28. 12. 26	第5条 引用規定の条ずれなどに伴う規定の整理 第5条 介護時間の新設等に伴う改正 第6条 勤勉手当の支給割合の改正に伴う成績率の上限の改正（平成28年12月期） 第6条 勤勉手当の支給割合の改正に伴う成績率の上限の改正（平成29年6月期以降）	28. 12. 26 29. 1. 1 28. 12. 1 29. 4. 1

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
給料の調整額 (7-16)	29. 3. 22	29. 3. 23	別表第1 適用区分表(第1条及び第2条関係) 県費負担教職員の給与負担が仙台市へ移譲されることに伴う改正	29. 4. 1
管理職手当 (7-18)	29. 3. 22	29. 3. 23	別表第1(第1条関係) 職の新設等に伴う改正 別表第2(第2条関係) 県費負担教職員の給与負担が仙台市へ移譲されることに伴う改正	29. 4. 1
退職手当の支給(7-20)	28. 5. 19	28. 5. 27	様式第1号イ・ロ及び第2号 様式の見直しに伴う改正	28. 5. 27
	29. 3. 22	29. 3. 23	第3条 県費負担教職員の給与負担が仙台市へ移譲されることに伴う改正	29. 4. 1
給料表の適用範囲(7-31)	29. 3. 22	29. 3. 23	第2条・第3条 県費負担教職員の給与負担が仙台市へ移譲されることに伴う改正	29. 4. 1
初任給, 昇格, 昇給等の基準(7-33)	28. 12. 22	28. 12. 26	別表第7 昇格時号俸対応表(第23条関係) 給料表の改定に伴う改正	28. 4. 1
			別表第8 休職期間等換算表(第43条関係) 介護休暇期間の復職時調整換算率の引上げに伴う改正	29. 1. 1
	29. 3. 22	29. 3. 23	別表第1 級別標準職務表(第3条関係) 職の新設等に伴う改正	29. 4. 1 29. 3. 24
へき地手当等(7-39)	29. 3. 22	29. 3. 23	附則別表(附則第7項関係)及び別表 小・中学校の統廃合等に伴う改正	29. 4. 1 29. 3. 23
初任給調整手当(7-41)	28. 12. 22	28. 12. 26	別表(第6条関係) 医師等に対する手当額の引上げに伴う改正	28. 4. 1

4 条例の制定改廃に関する意見の申出状況

地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会を置く地方公共団体においては、職員に関する条例を制定・改廃しようとするときは、議会は、人事委員会の意見を聞かなければならないこととされている。

これに基づき、平成28年度中に県議会から意見を求められ、本委員会が行った意見の申出は、次のとおりである。

意見申出年月日	条例議案名	意見の申出内容	条例の制定等
28.12.2	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	この条例案は、本委員会がさきに行った「職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告」に沿ったものであり、適当と認めます。	28.12.15 制定 28.12.22 公布 29.4.1等施行
	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）等の改正に準じ、本県職員の育児や介護との両立支援制度について所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	28.12.15 制定 28.12.22 公布 29.1.1等施行
	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）により改正される国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）に準じたものであり、適当と認めます。	28.12.15 制定 28.12.22 公布 29.1.1 施行
	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）等の改正に準じ、本県学校職員の育児や介護との両立支援制度について所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	28.12.15 制定 28.12.22 公布 29.1.1等施行
29.2.21	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正等に伴い、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	29.3.16 制定 29.3.23 公布 29.4.1 施行

意見申出 年 月 日	条 例 議 案 名	意 見 の 申 出 内 容	条例の制定等
29. 2. 21	職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、人事院規則 26-0（職員の配偶者同行休業）の改正に準じ、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	29. 3. 16 制定 29. 3. 23 公布 29. 4. 1 施行
	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	この条例案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）の施行による市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）の改正に伴い、職員の給与に関する条例、職員等の旅費に関する条例、職員の特殊勤務手当に関する条例、職員の退職手当に関する条例、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	29. 3. 16 制定 29. 3. 23 公布 29. 4. 1 施行
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）の改正等に伴い、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	29. 3. 16 制定 29. 3. 23 公布 29. 4. 1 等施行

Ⅱ 事務の概要

1 職員採用試験等事務

(1) 採用

本委員会は、地方公務員法に規定する成績主義の原則に基づき、「職員の任用に関する規則」（人事委員会規則4-0。以下「規則」という。）を定め、職員の採用に当たっては、原則として競争試験により、また、医師等、競争試験により難いと認められる一部の職種については選考により、受験成績その他の能力の実証に基づき、厳正に、優秀な人材の確保に努めている。

平成28年度に実施した県職員採用の競争試験及び選考の状況は、次のとおりである。

イ 競争試験

平成28年度は、第1表に記載した大学卒業程度、短期大学卒業程度、高等学校卒業程度、警察官A及びBの5区分の定例試験を実施した。その実施状況は、第2表のとおりである。

平成元年以降の本県の職員採用試験応募者総数は、バブル経済崩壊直後の平成5年度をピークに平成19年度まで減少傾向にあったが、平成20年度の大学卒業程度試験受験上限年齢引き上げやリーマンショック後の民間企業における採用抑制の影響等を受け、以後平成22年度までは増加に転じていた。平成23年度は東日本大震災の影響もあってか減少したものの、平成24年度には増加に転じ、平成25年度以降は減少したものの、平成28年度は再び増加に転じ、前年度に比べ12人の増となった。一方、警察官採用試験応募者総数は、平成22年から一貫して減少しており、平成28年度は前年度に比べ100人の減となった。

また、平成26年度から実施している民間企業職務経験者（土木職）を対象とした採用試験については、前年度に比べ7人増の72人の応募があった。

なお、定例試験においては、電子申請による申込サービスを実施（大学、短期大学、高等学校卒業程度試験は平成17年度から、警察官A及び警察官B採用試験は平成18年度から実施。）しているが、サービス開始以降、電子申請の利用者の割合は増加傾向にあり、平成28年度においては、職員採用試験の応募者の68.3%、警察官採用試験の応募者の41.1%が電子申請による応募となっている。

○ 大学卒業程度試験

定例試験で実施した職種は、事務系が行政、少年警察補導員の2職種、技術系が総合土木等12職種、計14職種であり、申込者数1,195人、受験者数911人となり、前年度に比べて申込者数では2.9%下回り、受験者数は3.5%下回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、受験者の93.1%、最終合格者の97.9%が大学卒業以上の学歴を有する者で占められている。

○ 短期大学卒業程度試験

実施した職種は、事務系が学校事務及び警察事務の2職種、技術系が建築等3職種、計5職種で、申込者数が298人、受験者数が208人となり、前年度に比べて申込者数では4.8%下回り、受験者数は5.5%下回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、大学卒業以上の学歴を有する者の割合は、それぞれ 79.9%、82.4%であった。

○ 高等学校卒業程度試験

実施した職種は、事務系が事務 1 職種、技術系が総合土木等 3 職種、計 4 職種であり、申込者数は 569 人、受験者数は 537 人となり、前年度に比べて申込者数では 12.5%上回り、受験者数は 15.7%上回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、短期大学卒業者の割合はそれぞれ 2.6%、2.4%であった。

○ 警察官試験

実施した職種は、警察官 A(男性/一般)〔大学卒業者〕、警察官 A(男性/武道指導)〔大学卒業者で原則として柔道 3 段又は剣道 4 段の段位取得者〕、警察官 A(女性/一般)〔大学卒業者〕、警察官 A(女性/武道指導)〔大学卒業者で原則として柔道 3 段又は剣道 4 段の段位取得者〕、警察官 B(男性)〔大学卒業者以外〕及び、警察官 B(女性)〔大学卒業者以外〕の 6 職種であり、申込者数は 1,077 人、受験者数は 893 人となり、前年度に比べて申込者数では 8.5%下回り、受験者数は 11.2%下回った。

○ 民間企業等職務経験者採用試験

平成 26 年度から実施している民間企業職務経験者（土木職）を対象とした採用試験では、申込者数は 72 人、受験者数は 60 人となり、前年度に比べて申込者数では 10.8%上回り、受験者数は 5.3%上回った。

ロ 選 考

職員の採用に当たっては、競争試験によるべきことが原則であるが、能力の実証を得ることができる医師等の規則別表第 2 に定める職については、選考によることが認められている。

選考に当たっても、医師等の特殊な職を除いては、任命権者の依頼に基づき、競争試験に準じた試験（選考考査）を実施し、優秀な人材の確保に努めている。平成 28 年度の選考考査の実施状況は第 4 表のとおりで、昨年度に引き続き東日本大震災からの復旧・復興に対応するために任期付職員採用選考考査も実施し、獣医師等 20 職種、受考者 177 人に対し 75 人の適格者を決定しており、前年度に比べて受考者数では 17.0%下回り、適格者数では 25.0%上回った。

また、規則第 30 条による採用（転任を含む。）選考承認状況は、第 5 表のとおりである。

ハ 職員採用の状況

平成 28 年度の職員の採用者数は第 6 表のとおり 485 人であり、このうち 400 人（82.5%）が競争試験による採用であり、85 人（17.5%）が選考による採用である。

(2) 昇 任

職員の昇任については、不特定多数の競争というより、特定の者の特定の職についての能力の実証という要素が強いこと等の理由から、すべて選考によることとなっている（規則第 28 条第 2 項）。

任命権者の請求に基づく本委員会における平成28年度昇任選考実施状況は第7表のとおりであり、被選考者総数174人のうち、一般職員等が146人(83.9%)、警察官が28人(16.1%)となっている。

なお、課長補佐(警部)以下の職に係る昇任等については、選考の権限を、原則として、各任命権者に委任している(規則第41条第1項)。

第1表 平成28年度職員採用試験（定例試験）の概要

項目 試験の種類	試験の職種及び採用予定人員	受験資格	申込受付期間	試験				合格発表		
				試験の実施時期	試験の種目	内 容 等	試験地			
大学卒業程度	行政 60人程度 少年警察補導員 2人程度 総合土木 35人程度 建築 3人程度 農業 10人程度 水産 5人程度 林業 5人程度 畜産 2人程度 園芸 5人程度 農芸化学 10人程度 心理 1人程度 保健 10人程度 管理栄養士 1人程度 薬剤師 10人程度	「保健師、管理栄養士及び薬剤師以外の職種」 昭和56年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者〔22歳～35歳〕 「保健師」 昭和56年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者〔21歳～35歳〕 「管理栄養士」 昭和56年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者〔22歳～35歳〕 「薬剤師」 昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者〔24歳～35歳〕	5月13日（金）～ 6月3日（金）	第一次	6月26日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市 東京都 大阪府	7月7日（木）	
						専門試験	択一式 40題 時間 120分（「保健師」、「管理栄養士」及び「薬剤師」を除く。）			
				第二次	7月22日（金）	その1	論文試験	時間 120分（「行政」、「少年警察補導員」、「保健師」、「管理栄養士」及び「薬剤師」に限る。）	仙台市	8月19日（金）
							専門試験	短答式 時間 120分（「行政」、「少年警察補導員」、「保健師」、「管理栄養士」及び「薬剤師」を除く。）		
			適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査						
		平成7年4月2月以降に生まれた者（薬剤師については平成5年4月2日以降に生まれた者）で次に掲げるもの (1)学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び平成29年3月までに卒業する見込みの者 (2)人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者	7月25日（月）～ 8月1日（月）	その2	人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接及び集団討論）	仙台市			
身体検査	職務を行うのに必要な身体についての検査（少年警察補導員のみ）									
		資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査						
短期大学 卒業程度	学校事務 20人程度 警察事務 15人程度 建築 1人程度 機械 5人程度 電気 1人程度	平成4年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者〔20歳～24歳〕	8月12日（金）～ 9月2日（金）	第一次	9月25日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市	10月6日（木）	
						専門試験	択一式 40題 時間 120分			
				第二次	10月24日（月）	その1	論文試験	時間 80分	仙台市	11月18日（金）
							適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
			10月31日（月）～ 11月2日（水）	その2	人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接及び集団討論）				
		資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査						
高等学校 卒業程度	事務（一般事務） 55人程度 （学校事務） 25人程度 （警察事務） 20人程度 （警務事務） 10人程度 総合土木 15人程度 水産 2人程度 林業 2人程度	平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者〔18歳～21歳〕	8月12日（金）～ 9月2日（金）	第一次	9月25日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 120分	仙台市	10月6日（木）	
						専門試験	択一式 40題 時間 100分（「総合土木」に限る。） 短答式 10題 時間 100分（「水産」及び「林業」に限る。）			
				第二次	10月24日（月）	その1	作文試験	時間 60分	仙台市	11月18日（金）
							適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
			10月26日（水）～ 10月28日（金）	その2	人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接）				
		資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査						

試験の種類	項目	試験の職種及び採用予定人員	受験資格	申込受付期間	試験				合格発表		
					試験の実施時期	試験の種目	内 容 等	試験地			
警 察 官 A	警察官 A (男性/一般) 85人程度 警察官 A (男性/武道指導) 5人程度 警察官 A (女性/一般) 15人程度 警察官 A (女性/武道指導) 2人程度	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成29年3月31日までに卒業する見込みの者及びこれらと同等以上の経歴を有すると認められる者〔～33歳〕	5月20日（金）～ 6月17日（金）	第一次	7月10日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 150分		仙台市	7月20日（水）	
						実技試験	武道（柔道又は剣道）についての実技試験（警察官 A（男性/武道指導・女性/武道指導）に限る。）				
						論文試験	時間 80分 （第2次試験として評価）				
				第二次	8月4日（木） 8月8日（月）～ 8月10日（水）	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		仙台市	8月26日（金）
							身体検査	胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査			
第二次	8月8日（月）～ 8月10日（水）	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験（個別面接）		仙台市	8月26日（金）				
			体力検査	警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査							
※ 埼玉、千葉、神奈川、静岡各県及び警視庁（東京都）の警察官 A（男性/一般）の採用試験が共同で実施され、5都県合わせて17人の採用が別に予定されている。						資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査			
警 察 官 B	警察官 B (男性) 60人程度 警察官 B (女性) 10人程度 (「警察官 A」以外の者)	昭和58年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成29年3月31日までに卒業する見込みの者及びこれらと同等以上の経歴を有すると認められる者を除く。〔18歳～33歳〕	7月29日（金）～ 8月26日（金）	第一次	9月18日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 120分		仙台市	9月29日（木）	
						作文試験	時間 60分 （第2次試験として評価）				
				第二次	10月11日（火） 10月12日（水）～ 10月17日（月）	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		仙台市	11月18日（金）
							身体検査	胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査			
				第二次	10月12日（水）～ 10月17日（月）	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験（個別面接）		仙台市	11月18日（金）
体力検査	警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査										
※ 埼玉、千葉、神奈川、静岡各県及び警視庁（東京都）の警察官 B（男性）の採用試験が共同で実施され、5都県合わせて18人の採用が別に予定されている。						資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査			

- (注) 1 受験資格の欄の年齢は、平成29年4月1日現在の満年齢である。
2 大学卒業程度試験の「保健師」、「警察保健師」にあつては、保健師の資格取得者又は平成29年4月30日までに取得見込みの者に限る。
3 〃 「薬剤師」にあつては、薬剤師の資格取得者又は平成29年4月30日までに取得見込みの者に限る。
4 「警察官 A（男性/武道指導）」にあつては、柔道3段（大学卒業見込みの者に限り2段を含む。）以上あるいは剣道4段（大学卒業見込みの者に限り3段を含む。）以上に限る。

第2表 職員採用試験実施状況

(1) 定例試験

試験区分		年度	第一次試験				第二次試験		選択結果		
			申込者数 A	受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C	競争率 B/C	採用	辞退等
行政	27	903 人	679 人	75.2 %	164 人	153 人	70 人	9.7 倍	60 人	10 人	
	28	849	639	75.3 %	170	159	73	8.8 倍	58	15	
少年警察 補導員	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	28	26	21	80.8 %	6	6	3	7.0 倍	3	0	
小計	27	903	679	75.2	164	153	70	9.7	60	10	
	28	875	660	75.4	176	165	76	8.7	61	15	
総合土木	27	98	76	77.6	48	44	23	3.3	21	2	
	28	65	48	73.8	35	31	13	3.7	12	1	
建築	27	27	21	77.8	13	12	4	5.3	4	0	
	28	18	11	61.1	4	4	1	11.0	1	0	
農業	27	29	20	69.0	15	14	1	20.0	1	0	
	28	35	23	65.7	18	16	7	3.3	5	2	
水産	27	25	20	80.0	9	9	3	6.7	3	0	
	28	29	19	65.5	12	12	5	3.8	5	0	
林業	27	13	10	76.9	6	6	4	2.5	3	1	
	28	20	13	65.0	6	6	5	2.6	5	0	
畜産	27	17	13	76.5	9	9	3	4.3	1	2	
	28	10	10	100.0	6	5	3	3.3	3	0	
園芸	27	22	19	86.4	12	12	4	4.8	4	0	
	28	6	5	83.3	4	4	2	2.5	2	0	
農芸化学	27	24	18	75.0	9	8	3	6.0	3	0	
	28	34	30	88.2	21	20	6	5.0	5	1	
心理	27	19	16	84.2	4	4	1	16.0	0	1	
	28	17	12	70.6	3	3	2	6.0	2	0	
保健師	27	28	26	92.9	22	19	8	3.3	6	2	
	28	29	27	93.1	25	22	11	2.5	8	3	
警保 健師	27	11	11	100.0	4	4	1	11.0	1	0	
	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
管栄 養士	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	28	40	36	90.0	4	4	1	36.0	1	0	
薬剤師	27	15	15	100.0	15	14	4	3.8	4	0	
	28	17	17	100.0	17	15	8	2.1	6	2	
小計	27	328	265	80.8	166	155	59	4.5	51	8	
	28	320	251	78.4	155	142	64	3.9	55	9	
合計	27	1,231	944	76.7	330	308	129	7.3	111	18	
	28	1,195	911	76.2	331	307	140	6.5	116	24	

試験区分		年度	第一次試験				第二次試験		競争率 B/C	選択結果		
			申込者数 A	受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等	
短期大学 卒業 程度	事務系	学校事務	27 192 人	137 人	71.4 %	48 人	42 人	17 人	8.1 倍	12 人	5 人	
			28 191	131	68.6	53	45	22	6.0	18	4	
	警察事務		27 103	69	67.0	26	21	10	6.9	7	3	
			28 94	66	70.2	23	21	7	9.4	6	1	
	小計		27 295	206	69.8	74	63	27	7.6	19	8	
			28 285	197	69.1	76	66	29	6.8	24	5	
	技術系	建築		27 4	3	75.0	3	3	2	1.5	2	0
				28 3	2	66.7	2	2	1	2.0	1	0
		機械		27 9	7	77.8	3	3	3	2.3	2	1
				28 6	5	83.3	5	4	3	1.7	3	0
		電気		27 5	4	80.0	2	2	1	4.0	1	0
				28 4	4	100.0	4	3	1	4.0	1	0
	小計		27 18	14	77.8	8	8	6	2.3	5	1	
			28 13	11	84.6	11	9	5	2.2	5	0	
	合計		27 313	220	70.3	82	71	33	6.7	24	9	
			28 298	208	69.8	87	75	34	6.1	29	5	
高等学校 卒業 程度	事務系	事務	27 469	427	91.0	153	145	60	7.1	35	25	
			28 526	495	94.1	176	162	68	7.3	49	19	
	内	一般事務		27 289	264	91.3	103	97	33(2)	-	19	14
				28 317	299	94.3	111	104	39(1)	-	29	10
	学	学校事務		27 124	113	91.1	36	34	23(7)	-	14	9
				28 139	127	91.4	45	39	24(10)	-	18	6
	課	警察事務		27 56	50	89.3	14	14	4(0)	-	2	2
				28 70	69	98.6	20	19	5(0)	-	2	3
	小計		27 469	427	91.0	153	145	60	7.1	35	25	
			28 526	495	94.1	176	162	68	7.3	49	19	
	技術系	総合土木		27 27	27	100.0	22	21	10	2.7	5	5
				28 32	31	96.9	21	20	13	2.4	12	1
		水産		27 5	5	100.0	5	5	3	1.7	3	0
				28 4	4	100.0	2	2	1	4.0	1	0
		林業		27 5	5	100.0	3	3	2	2.5	1	1
				28 7	7	100.0	2	2	2	3.5	2	0
小計		27 37	37	100.0	30	29	15	2.5	9	6		
		28 43	42	97.7	25	24	16	2.6	15	1		
合計		27 506	464	91.7	183	174	75	6.2	44	31		
		28 569	537	94.4	201	186	84	6.4	64	20		

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果		
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等	
警察官	警察官 A (男性/一般)	27	566 人	470 人	83.0 %	279 人	255 人	93 人	5.1 倍	77 人	16 人
		28	548	452	82.5	280	244	105	4.3	70	35
	警察官 A (男性/武道指導)	27	8	7	87.5	4	4	4	1.8	4	0
		28	7	7	100.0	3	3	2	3.5	2	0
	警察官 B (男性)	27	369	329	89.2	190	180	55	6.0	48	7
		28	287	243	84.7	164	159	60	4.1	54	6
	警察官 A (女性/一般)	27	144	116	80.6	59	50	22	5.3	13	9
		28	145	106	73.1	60	51	21	5.0	14	7
	警察官 A (女性/武道指導)	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		28	4	4	100.0	3	3	2	2.0	2	0
	警察官 B (女性)	27	90	84	93.3	42	39	14	6.0	11	3
		28	86	81	94.2	47	44	21	3.9	20	1
	合計	27	1,177	1,006	85.5	574	528	188	5.4	153	35
		28	1,077	893	82.9	557	504	211	4.2	162	49
総計	27	3,227	2,634	81.6	1,169	1,081	425	6.2	332	93	
	28	3,139	2,549	81.2	1,176	1,072	469	5.4	371	98	

注) 1 高等学校卒業程度の第二次試験「合格者数」欄の()内の数字は、第2志望、第3志望での合格者の内書である。

2 平成28年度に係る選択結果は、平成29年7月1日現在のものである。

(2) 民間企業等職務経験者採用試験

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果		
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等	
大卒程度 (職務経験者)	土木	27	65 人	57 人	87.7 %	11 人	11 人	7 人	8.1 倍	7 人	0 人
		28	72	60	83.3	21	20	7	8.6	5	2

(3) 任期付職員採用試験

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果	
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等
任期付職員 (一般事務)	27	421 人	332 人	78.9 %	169 人	157 人	70 人	4.7 倍	55 人	15 人
	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第3表 職員採用試験（定例試験）受験申込者等の推移（平成19年度以降）

事 項		年 度									
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
大 学 卒 業 程 度	(人)	(889)	(1,024)	(1,075)	(1,201)	(1,099)	(1,188)	(1,086)	(1,059)	(903)	(875)
	申込者数	1,258	1,395	1,446	1,691	1,528	1,771	1,508	1,358	1,231	1,195
	(人)	(664)	(736)	(751)	(873)	(754)	(862)	(778)	(777)	(679)	(660)
	受験者数	946	1,024	1,029	1,240	1,055	1,285	1,089	1,005	944	911
	(人)	(32)	(35)	(57)	(68)	(75)	(106)	(60)	(87)	(70)	(76)
合格者数	62	69	98	134	131	214	149	135	129	140	
(倍)	(20.8)	(21.0)	(13.2)	(12.8)	(10.1)	(8.1)	(13.0)	(8.9)	(9.7)	(8.7)	
競争率	15.3	14.8	10.5	9.3	8.1	6.0	7.3	7.4	7.3	6.5	
(人)	(28)	(31)	(52)	(54)	(63)	(86)	(43)	(76)	(60)	(61)	
採用者数	54	63	90	117	113	183	116	118	111	116	
短 期 大 学 卒 業 程 度	(人)	(400)	(384)	(590)	(622)	(462)	(528)	(462)	(300)	(295)	(285)
	申込者数	418	391	664	691	519	580	473	315	313	298
	(人)	(296)	(283)	(438)	(493)	(367)	(366)	(336)	(222)	(206)	(197)
	受験者数	312	287	503	547	415	409	344	235	220	208
	(人)	(17)	(18)	(26)	(32)	(45)	(38)	(21)	(25)	(27)	(29)
合格者数	18	19	34	38	49	52	24	29	33	34	
(倍)	(17.4)	(15.7)	(16.8)	(15.4)	(8.2)	(9.6)	(16.0)	(8.9)	(7.6)	(6.8)	
競争率	17.3	15.1	14.8	14.4	8.5	7.9	14.3	8.1	6.7	6.1	
(人)	(15)	(14)	(23)	(29)	(37)	(32)	(18)	(21)	(19)	(24)	
採用者数	16	15	31	35	41	46	20	25	24	29	
高 等 学 校 卒 業 程 度	(人)	(415)	(428)	(454)	(489)	(447)	(590)	(524)	(497)	(469)	(526)
	申込者数	421	436	475	516	469	629	561	525	506	569
	(人)	(361)	(372)	(386)	(425)	(392)	(511)	(470)	(450)	(427)	(495)
	受験者数	367	379	407	450	413	548	507	477	464	537
	(人)	(28)	(33)	(50)	(65)	(86)	(98)	(45)	(65)	(60)	(68)
合格者数	30	33	54	71	91	113	60	77	75	84	
(倍)	(12.9)	(11.3)	(7.7)	(6.5)	(4.6)	(5.2)	(10.4)	(6.9)	(7.1)	(7.3)	
競争率	12.2	11.5	7.5	6.3	4.5	4.8	8.5	6.2	6.2	6.4	
(人)	(22)	(25)	(30)	(42)	(69)	(82)	(35)	(42)	(35)	(49)	
採用者数	24	25	33	46	73	96	48	50	44	64	
小 計	(人)	(1,704)	(1,836)	(2,119)	(2,312)	(2,008)	(2,306)	(2,072)	(1,856)	(1,667)	(1,686)
	申込者数	2,097	2,222	2,585	2,898	2,516	2,980	2,542	2,198	2,050	2,062
	(人)	(1,321)	(1,391)	(1,575)	(1,791)	(1,513)	(1,739)	(1,584)	(1,449)	(1,312)	(1,352)
	受験者数	1,625	1,690	1,939	2,237	1,883	2,242	1,940	1,717	1,628	1,656
	(人)	(77)	(86)	(133)	(165)	(206)	(242)	(126)	(177)	(157)	(173)
合格者数	110	121	186	243	271	379	233	241	237	258	
(倍)	(17.2)	(16.2)	(11.8)	(10.9)	(7.3)	(7.2)	(12.6)	(8.2)	(8.4)	(7.8)	
競争率	14.8	14.0	10.4	9.2	6.9	5.9	8.3	7.1	6.9	6.4	
(人)	(65)	(70)	(105)	(125)	(169)	(200)	(96)	(139)	(114)	(134)	
採用者数	94	103	154	198	227	325	184	193	179	209	

事 項		年 度									
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
警 察 官	(人) 申 込 者 数	2,096	1,685	2,303	2,411	2,097	1,916	1,584	1,358	1,177	1,077
	(人) 受 験 者 数	1,723	1,373	1,921	2,036	1,716	1,577	1,343	1,124	1,006	893
	(人) 合 格 者 数	252	196	185	191	199	267	214	244	188	211
	(倍) 競 争 率	6.8	7.0	10.4	10.7	8.6	5.9	6.3	4.6	5.4	4.2
	(人) 採 用 者 数	196	155	145	156	150	215	172	198	153	162
合 計	(人) 申 込 者 数	4,193	3,907	4,888	5,309	4,613	4,896	4,126	3,556	3,227	3,139
	(人) 受 験 者 数	3,348	3,063	3,860	4,273	3,599	3,819	3,283	2,841	2,634	2,549
	(人) 合 格 者 数	362	317	371	434	470	646	447	485	425	469
	(倍) 競 争 率	9.2	9.7	10.4	9.8	7.7	5.9	7.3	5.9	6.2	5.4
	(人) 採 用 者 数	(65) 290	(70) 258	(105) 299	(125) 354	(169) 377	(200) 540	(96) 356	(139) 391	(114) 332	(134) 371

注) ()内の数字は、事務系職種のもので内書である。

第4表 平成28年度職員採用選考考査実施状況

区分	申込者数	受考者数 A	適格者数 B	競争率 A/B	実施年月日
獣医師(第1回)	10人	10人	8人	1.3倍	28. 6. 26 (一次) 28. 7. 19~20 (二次)
福祉総合	11	8	2	4.0	28. 6. 26 (一次) 28. 7. 19 (二次)
研究系(機械)	8	7	1	7.0	28. 6. 26 (一次) 28. 7. 19 (二次)
学芸史(歴史)	19	17	1	17.0	28. 6. 26 (一次) 28. 7. 19 (二次)
学芸科(保存科学)	11	10	1	10.0	28. 6. 26 (一次) 28. 7. 19 (二次)
サイバ一捜査官	8	7	2	3.5	28. 7. 10 (一次) 28. 8. 4~8 (二次)
財務捜査官	3	3	1	3.0	28. 7. 10 (一次) 28. 8. 4~8 (二次)
獣医師(第2回)	11	8	5	1.6	28. 9. 25 (一次) 28. 10. 19~20 (二次)
児童自立支援専門員	1	1	1	1.0	28. 9. 25 (一次) 28. 10. 19 (二次)
職業訓練指導員(機械)	2	2	1	2.0	28. 9. 25 (一次) 28. 10. 19 (二次)
職業訓練指導員(建築)	1	1	0	-	28. 9. 25 (一次) 28. 10. 19 (二次)
職業訓練指導員(情報処理)	1	1	0	-	28. 9. 25 (一次) - (二次)
埋蔵文化財担当技術職員	9	8	1	8.0	28. 9. 25 (一次) 28. 10. 19 (二次)
海技従事者(航海士)	0	-	-	-	- (一次) - (二次)
通(ベトナム語)訳	0	-	-	-	- (一次) - (二次)
警察用船舶職員(航海士)	2	1	0	-	28. 9. 25 (一次) 28. 10. 19 (二次)
身体障害者特別(一般事務/大学卒業程度)	5	5	2	2.5	28. 12. 7 (一次) 29. 1. 5 (二次)
身体障害者特別(学校事務・警察事務/短期大学卒業程度)	3	3	1	3.0	28. 12. 7 (一次) 29. 1. 5 (二次)
身体障害者特別(一般事務・学校事務/高等学校卒業程度)	10	9	5	1.8	28. 12. 7 (一次) 29. 1. 5 (二次)
(特定業務等従事)一般職任期付職員(土木)	80	76	43	1.8	28. 7. 10 (一次) 28. 8. 6 (二次)
計	195	177	75	2.4	

第5表 平成28年度採用・転任選考承認状況

区分	職種又は職名	任命権者					計 (人)
		知事 (人)	教育 (人)	警察 (人)	企業 (人)	その他 (人)	
採用	獣 医 師	11					11
	児 童 自 立 支 援 専 門 員	1					1
	福 祉 総 合	2					2
	研 究 員 (機 械 系)	1					1
	職 業 訓 練 指 導 員 (機 械)	1					1
	医 師	5					5
	埋 蔵 文 化 財 担 当 技 術 職 員		1				1
	学 芸 員 (歴 史)		1				1
	学 芸 員 (保 存 科 学)		1				1
	サ イ バ ー 捜 査 官			2			2
	財 務 捜 査 官			1			1
	事 務 (身 体 障 害 者)	6	1	1			8
	任期付職員	土 木	30				
人事交流等	部 長 級	1		1			2
	次 長 級	1					1
	課 長 級	2	4	5			11
	補 佐 級		1	1			2
	係 長 (主 任 主 査) 級		1	6			7
	主 事 ・ 技 師 級	2	1	4			7
小 計		63	11	21	0	0	95
転任	部 長 級						0
	次 長 級						0
	課 長 級	3	10				13
	補 佐 級	5	9				14
	係 長 (主 任 主 査) 級	8	6				14
	主 事 ・ 技 師 級	1	2				3
	小 計	17	27	0	0	0	44
計		80	38	21	0	0	139

第6表 平成28年度職員採用状況 (28.4.1~29.3.31)

区 分	27年度 競争 試験 合格 者	採用 者	全 者 占 割	採 用 に る 合	採用者の任命権者別内訳						
					知 事	教 育			警 察	企 業	その他
						教 育 学	庁 立 校	小 学 ・ 中 校			
人	人	%	人	人	人	人	人	人	人		
競 争 試 験	事 務 系	大卒程度	70	61 (5)	12.6	61 (5)					
		短大卒程度	27	19	3.9		12		7		
		高卒程度	60	35	7.2	19	14		2		
		小 計	157	115 (5)	23.7	80 (5)	26		9		
	技 術 系	大卒程度	59	55 (5)	11.3	54 (5)			1		
		短大卒程度	6	5	1.0	5					
		高卒程度	15	9	1.9	9					
		小 計	80	69 (5)	14.2	68 (5)			1		
	警 察 官	188	154 (24)	31.8				154 (24)			
	大 卒 程 度 (職務経験者)	7	7	1.4	7						
任 期 付 職 員 (一般事務)	70	55	11.3	55							
合 計	502	400 (34)	82.5	210 (10)	26		164 (24)				
選 考	書 類 選 考	事務系		14	2.9	4	7		3		
		技術系		9	1.9	7			2		
		警察官		14	2.9				14		
		小 計		37	7.6	11	7 0		19		
	考 査 選 考	事務系		2	0.4	2					
		技術系		46	9.5	38	4		4		
		警察官		0	0.0						
		小 計		48	9.9	40	4		4		
	合 計	0	85	17.5	51	11		23			
	総 計	502 0	485 (34)	100.0	261 (10)	37 0		187 (24)			

※ () 内は平成28年度採用試験合格者のうち、平成28年度中に採用された者の数で、内数である。

第7表 平成28年度昇任選考実施状況

任命権者		知事部局	教育委員会	警察	企業	その他	計
職位又は階級		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
一般職員等	部長級	8	1			1	10
	次長級	19	3				22
	課長級	83	25	3	1	2	114
	小計	110	29	3	1	3	146
警察官	部長級			2			2
	警視			26			26
	小計			28			28
計		110	29	31	1	3	174

2 職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告

1 給 与

(1) 改定方針

本年の職種別民間給与実態調査の結果、県内の民間事業所においては、給与のベースアップを実施した事業所の割合が昨年と比べて増加するなど、景気の緩やかな回復傾向を受けて、昨年に続き、賃金の上昇傾向が見られる。また、初任給については、大学卒では増額した事業所が 10.6 ポイント増加、高校卒では 8.1 ポイント減少し、減額した事業所は大学卒・高校卒ともなかった。

一方、職員の給与は、平成 19 年 4 月から実施してきた給与構造改革及び平成 27 年 4 月から実施している給与制度の総合的見直しによる給料表水準の引下げ等により、平均給与月額は減少が続いている。

こうした中、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、月例給について本年 4 月における職員給与水準と民間給与水準の精密な比較を行ったところ、職員給与が民間給与を下回っており、また、特別給についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数が民間の年間平均支給割合（月数）を下回っていることが明らかになった。

本委員会では、こうした状況を受け、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に規定する給与決定の原則に基づき、職員給与と民間給与の実態、生計費等の状況、本年の人事院勧告の内容等を勘案し検討した結果、月例給については、職員給与と民間給与との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。また、特別給についても、民間との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。

医師の給与については、人材確保の観点から、人事院勧告に準じ、初任給調整手当の引上げを行うこととし、獣医師についても、医師の改定を考慮し、引上げを行うこととした。

配偶者に係る扶養手当の見直しについて、人事院においては、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額するとともに、それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額の引上げを行うよう勧告したところである。

本県における扶養手当制度は、従前、国との均衡を図ってきたところであり、その基本的考え方は維持しつつも、本年の職種別民間給与実態調査の結果において、配偶者に係る手当をめぐる状況の変化について、国と同様の傾向を示すまでには至っていないことや、今回の見直しに伴う職員への影響について、より詳細な支給実態の把握・分析が必要であることから、引き続き、民間企業における家族手当の支給状況及び本県職員の扶養手当の支給実態について調査等を行うとともに、国の制度との均衡や他の都道府県の動向をも考慮しながら、必要な検討を行っていくこととする。

なお、人事院においては、税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討していくこととしており、本県においては、前述の検討を行うことと併せ、これらの動向についても注視していくこととする。

原則 55 歳を超える職員の昇給号俸数を抑制するための昇給制度の改正については、昨年 10

月の本委員会報告において、今後の本県の 50 歳台後半層における公務と民間の給与差の状況及び他の都道府県の動向に留意し、必要な検討を行っていくこととしたところである。

本年 4 月時点における 50 歳台後半層における公務と民間の給与差については、昨年 4 月と比較して一定程度縮小しており、給与制度の総合的見直しを着実に進めることにより、その差は更に縮小していくことが見込まれる。

一方で、昇給制度の見直しについて、他の都道府県においては、未実施団体が年々減少している状況にあることから、公務と民間の給与差の状況を注視しつつ、国及び他の都道府県との均衡をも踏まえながら、引き続き検討を進めていくこととする。

(2) 改定すべき事項

上記の改定方針を実現するため、次のとおり所要の改正を行うこととした。

イ 給料表

行政職給料表については、本年の人事院勧告で示された俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮して、引上げ改定を行うこととし、若年層に重点を置きつつ、全ての号俸について引上げを行う（500 円から 1,700 円の引上げ）。

再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じて改定を行う。

また、行政職以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、所要の改定を行うものとする。

これらの給料表の改定は、本年 4 月に遡って実施する。

ロ 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を 0.10 月分引き上げ、年間の支給月数を 4.30 月とし、引上げ月数分は、勤勉手当に配分することとする。今年度については、12 月期の勤勉手当を引き上げ、平成 29 年度以降においては、6 月期及び 12 月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、再任用職員の勤勉手当の支給月数については 0.05 月分、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当の支給月数については 0.10 月分を引き上げることとする。

ハ 初任給調整手当

人事院勧告に準じて、医師の最高支給限度額を本年 4 月に遡って引き上げるとともに、獣医師についても、医師の改定を考慮し、同様の引上げを行う。

(3) 給与制度の総合的見直し

本県の地域手当制度は、従前、人事管理上の影響等を考慮して、県内地域について全域を支給地域とし、支給割合については、当該手当の制度の趣旨を踏まえつつ、仙台市をはじめとする支給地域の支給割合を一定率引き下げ、非支給地域に配分する取扱いとしてきたところである。

本県の県内地域に係る支給割合については、国に準じて実施している給与制度の総合的見直しに伴い、国において級地の指定基準の見直しが行われたことを受け、本県の実情を考慮して、平成 27 年 4 月から多賀城市を当面 2 % に引き上げ、その他の地域については、支給割合を据え置くこととしたところであり、平成 27 年の本委員会報告においては、制度の完成に向けて引き

続き検討することとした。

国においては、給与制度の総合的見直しに伴う地域手当の段階的見直しを本年4月に完了しており、本委員会においても、県内地域の支給割合について慎重に検討した結果、国の制度との均衡、人事管理上の影響等を総合的に考慮し、現行の支給割合が適当であると判断した。

なお、今後、国において地域手当制度の見直しが行われた場合には、引き続き国の制度との均衡や本県の地域の実情、人事管理への影響等に留意し、適切に対応していくこととする。

(4) その他

イ 再任用職員の給与

国における再任用職員の勤勉手当については、人事院報告において、「優秀」の成績区分が適用される者の成績率と「良好（標準）」の成績区分が適用される者の成績率を改めることとし、「優秀」適用者の成績率を「良好（標準）」適用者の成績率よりも一定程度高いものとなるように設定することとされた。本県では、勤勉手当の成績率について、人事委員会規則で定める割合の範囲内で、任命権者が定めることとしており、今後、国の改定状況等を踏まえながら、検討を行う必要がある。

また、国においては、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行っていくこととされたことから、今後も国及び他の都道府県の動向に留意し、必要な検討を行う。

ロ 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

国においては、「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告」において、介護時間の新設等を行うこととされ、介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給区分の決定及び勤勉手当の期間率の算定において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱いとなるよう所要の措置を講ずることとされたことから、本県においても、国の改定状況等を踏まえながら、適切な措置を講ずることとする。

2 人事管理

(1) 東日本大震災からの復興及び将来を見据えた人事運営

東日本大震災から5年半が経過し、計画期間を10年間とする宮城県震災復興計画は5年の折り返し点を過ぎた。この間、県民と県職員が一丸となり、「創造的な復興」を目指して、懸命の取組を進めてきたところであり、着実に復興の成果も得られつつある。

一方で、復興の進捗に伴う県が担うべき業務の変化や行政ニーズの多様化に的確に対応するためには、職員の確保と、職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出し、効率的で質の高い行政を行っていくことが引き続き求められている。

復興に必要な職員の確保については、これまでも通常の職員採用における取組はもとより、任期付職員の採用や他の自治体等から職員の派遣を受けることなどにより対応してきているところであるが、今後も必要な人員の確保に向けて、制度的対応の検討も含め、柔軟に様々な取組を行っていく必要がある。さらに、年齢や経験等が異なる多様な職員により復興業務が担わ

れていることに鑑み、これら職員の能力を十分に発揮できるよう機動的な組織の運営及び人員配置に努める必要がある。

職員の能力開発については、さきに「みやぎ人財育成基本方針(※)」が改定されたところであるが、研修などの一層の充実により、職員一人一人の能力・意欲の向上を更に進めて人材育成につなげ、質の高い行政を実現していくことが求められている。

東日本大震災から5年半が経過する中で、国においては集中復興期間が終了し、復興・創生期間に入っていることや、全国各地で毎年のように災害が発生し、大規模災害の際には、東日本大震災の被災県としての経験を生かした支援が本県に期待されているなど、復興をめぐる環境も変化している。人事運営の観点からは、今後の任期付職員や派遣職員の在り方のほか、職員の年齢や経験年数といった職員構成に偏りが生じることも懸念されることから、昇任管理等を含め、将来を見据えた人事運営について、長期的な視点で検討を重ねていく必要がある。

※ 本県では、県組織が常に県民に最適な行政サービスを提供できる組織であるために最も大切な財産である職員を「人財」と位置付け、その育成に係る方針を定めている。

(2) 有為な人材の確保と女性職員の登用の拡大

震災からの復興をはじめ、数多くの困難な課題の解決と更なる県勢の発展のためには、県民の思いや市町村の意向を受け止め、揺るぎない信念と情熱を持ち、あらゆる困難を突破する前向きな行動力を持った有為な人材を確保することが必要である。

このため、職員の採用に当たっては、優秀な人材の確保を目的として、昨年度から東京都における宮城県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験等の実施を9年ぶりに再開するとともに、今年度は大阪市においても試験等を実施したところであり、県外会場における申込者は全体の約18%となる227人となるなど一定の成果が得られている。

一方、土木職や獣医師職など一部の技術系職種については、引き続き必要人員の確保が難しい状況が続いている。このような状況を踏まえ、土木職については平成26年度から民間企業等での職務経験者を対象とした採用試験を実施しているほか、獣医師職については、養成機関が立地する東京都における実施を含めて年2回の選考考査を実施するなどして、従来以上に幅広く、有為な人材の確保に努めているところである。

これらの職種を含め、受験対象年齢人口の減少や民間企業等の採用動向に起因すると考えられる全体的な応募者の減少傾向が近年続いていることから、任命権者や関係機関等と綿密に連携しながら、職員採用試験等の応募者確保対策に一層の工夫を凝らしていくことが必要である。

女性の活躍推進については、本年4月から女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）が完全施行され、それに先立って3月には本県の特定事業主行動計画が策定されたところである。計画では、採用試験受験者等の女性割合、管理職・係長級以上に占める女性職員割合を目標数値として掲げており、着実な実施が求められるが、もとより、有為な女性職員の個性と能力の発揮が本県の政策の質と行政サービスの向上につながることは言うまでもないことであり、女性職員に対する仕事と出産・育児等の両立支援の充実を図りながら、更なる職域の拡大と研修の充実等により、意欲と能力のある女性職員のキャリア形成について一層の支援が必要である。

あわせて、多くの有為な女性職員の採用という観点から、職員採用試験等の応募者確保対策

においても、これまで以上に女性の視点に留意した取組を進めていく必要がある。

また、障害者の雇用については、これまでも毎年度、身体障害者を対象とした採用選考審査を実施し、雇用の促進に努めてきたところであるが、本年4月から障害者に対する合理的配慮義務を定めた障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）が施行されたことを踏まえ、これまで以上に障害者の雇用の促進のための取組を適切に進めていく必要がある。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が本年4月から施行されたところであり、人事評価制度の導入が職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出し、効率的で質の高い行政を行っていく上で、職員の能力・実績が適正に評価され、人事配置や昇任管理、給与への反映、さらに人材育成に生かされることは、極めて重要である。このため、本県においては、昨年度から人事評価制度の試行に取り組んできたところであるが、実際の評価の実施に当たっては、試行における検証結果を十分に踏まえ、①評価基準の明示による公正性の確保、②評価者訓練による評価の公平性の確保、③職員との面談や評価結果の開示、苦情対応の仕組みによる納得性の確保が実質的に図られることが必要であり、職員の勤務意欲を向上させる制度として運用していくことが求められている。

あわせて、人事評価のプロセスが個々の職員に対する人材育成のまたとない機会となることから、この機会を捉えた効果的な取組が期待されることである。

(4) 雇用と年金の接続への対応

年金支給開始年齢の65歳への段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続について、平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」においては、当面、定年退職する職員が再任用を希望する場合、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで、フルタイムの職に再任用するものとされ、年金支給開始年齢の62歳への引上げを踏まえた国での検討の結果、平成27年12月の閣議において、国・地方とも引き続き再任用により対応する方針が示されたところである。今後も、年金支給開始年齢の段階的引上げの時期ごとに、雇用と年金の接続の在り方について国における検討が行われることとなっており、引き続き国における具体の検討状況等の動向を注視していくことが必要である。

また、再任用職員の増加に伴い、職員が定年前に培った貴重な業務ノウハウ等を組織として効果的に後輩世代に継承できるような配属先の決定や担当業務の割り振り、また、再任用職員の更なる能力開発に一層の工夫が必要となるほか、職位などの処遇、新規採用職員数への影響、個々の職員の希望する勤務時間への対応の可否などの課題について、本県の職務や任用の実態に即した検討を継続的に進めていく必要がある。

3 公務運営の改善

(1) 仕事と生活の両立支援の充実

少子高齢化が進展する人口減少社会においては、全ての職員がそれぞれの職責を果たし、キャリア形成も進めながら、ワーク・ライフ・バランスの実現を図っていくことが肝要である。

特に、育児や介護を担う職員については、仕事との両立が実現できるよう勤務形態や休暇・

休業等において多くの支援制度が講じられてきたところであるが、社会情勢の変化や家族形態の多様化を受けて、柔軟な働き方の必要性がさらに高まっているところである。

今般、民間労働法制においては、育児や家族の介護が必要な時期に離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭生活が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備する観点から、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）が改正され、来年1月から施行されることとなっている。

この改正を受けて、人事院においては、介護休暇の分割取得を可能にすること、介護のために勤務時間の一部を勤務しないことを承認する「介護時間」の制度を創設すること、法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も育児休業等の対象とすること等の改正を行うよう、国家公務員の育児休業等についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等についての勧告を行った。

本県でも、育児や介護との両立支援については、国や民間企業の動向のほか、各種制度の利用状況や職員のニーズ等を踏まえ、必要な見直しを行ってきた。昨年度は、職員の養育する子や家族の看護が必要な場合の特別休暇について、対象となる子の範囲の拡大や取得要件の緩和を行ったところである。

今回の民間労働法制の改正並びに人事院の意見の申出及び勧告の趣旨は、今般の社会情勢を踏まえ、育児や介護を行いながら安心して働き続けることができるよう育児休業や介護休業（休暇）等の制度をより利用しやすいものに見直すものであることから、本県職員の育児や介護との両立支援制度においても適切な措置を講ずる必要がある。

また、本県の非常勤職員における勤務条件については、各任命権者の要綱等で定めるところであるが、今回の民間労働法制の改正においては、有期契約労働者の育児・介護休業の取得要件の見直しも行われることから、当該改正内容を踏まえた対応についても検討していく必要がある。

このような両立支援制度については、制度の整備もさることながら、職員が必要な制度を円滑に利用できるよう、十分な普及啓発や職場全体での環境整備を推進していく必要がある。

育児に関しては、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき各任命権者において策定された特定事業主行動計画において、特に男性職員の育児を推進する観点から、育児休業や配偶者出産休暇等の取得率に係る目標を設けているほか、育児に関する制度の周知徹底や制度を利用しやすい職場環境の整備等に取り組んでいくこととしている。

また、介護に関しては、現在は介護休暇を取得している職員数はそれほど多くない状況であるが、仕事と介護の両立は多くの職員が直面することが想定される課題である。今回の民間労働法制の見直し等を踏まえて、介護に携わる職員に対する職場全体としての支援の充実を図る必要がある。

各任命権者においては、特定事業主行動計画に掲げた取組の着実な推進を図り、引き続き職員に対し、育児休業、介護休業等の両立支援制度の定着に向けた十分な普及啓発を行うとともに、職員が必要とする制度を誰もが利用しやすい職場環境の整備を推進していくことが求められる。

ところで、国家公務員においては、昨年の人事院勧告を受けて、公務能率の向上やワーク・ライフ・バランスの実現を目的として、今年度から、原則として全ての職員にフレックスタイム制の適用が拡充されたところである。

このような柔軟な働き方の拡大の流れへの対応については、現在の本県の事情や制度導入による効果、業務運営への影響等を十分に考慮していく必要があるところであり、本年7月から8月にかけて一部の任命権者において実施した「朝型勤務」の効果検証も踏まえながら引き続き検討していくこととする。

(2) 時間外勤務の縮減と健康管理対策の推進

東日本大震災から5年半が経過し、震災復興計画期間の折り返しを迎えた中で、職員は、まさに本格化している復興業務に懸命に取り組んでいるが、長時間の勤務等による健康面への影響も懸念される場所である。

平成27年度の本県職員の時間外勤務の状況は、職員1人当たり月平均14.3時間で前年度並みであった。しかし、月80時間を超える長時間の時間外勤務を行った職員数は増加している。県教育委員会で開催している県立学校での正規の勤務時間外における在校時間の調査結果でも、在校時間が月80時間を超えたことのある教職員の割合は4分の1以上で、依然として多い状況にある。

時間外勤務の縮減は、職員の健康維持、公務能率の向上とともに、ワーク・ライフ・バランスの推進にも資する重要な課題である。時間外勤務の縮減に向けては、各所属において適切な事務配分や人員配置、勤務時間管理の徹底を図るとともに、特定の職員に長時間又は長期にわたり過度な業務が集中することのないよう、各任命権者においてなお一層の取組が必要である。

あわせて、職員の健康管理は、組織運営や業務遂行の上でも重要不可欠であり、各職員が計画的に休暇を取得して適度に休養をとり、心身の健康保持に努めることが必要である。

年次有給休暇の取得状況は、取得日数が5日以下の職員の割合が減少し、全体の平均取得日数はやや増加している。

管理監督者には、職員がさらに年次有給休暇をはじめとした各種休暇等を取得しやすい環境を整備し、職員の健康保持に配慮することが求められる。

また、長期にわたる復興業務の中で、疲労やストレスの蓄積から職員の心身の健康が損なわれることが懸念されており、各任命権者では、心の不調発生の未然防止・早期対応のための様々な取組を組織的に行っているところである。

この中で、職員の心の不調の未然防止を目的に、職員自身のストレスへの気づきを促し、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげるため、昨年12月から労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）において、ストレスチェックの実施等が事業者の義務となった。各任命権者においても、震災後多忙化する勤務環境に鑑み、独自に取り組んできたところではあるが、義務化に伴い、定期的なストレスチェックやその結果に基づく希望職員への面接指導等を実施し、集団分析に基づいて職場環境の改善を図る体制を構築していくこととなる。

復興業務が長期にわたり、業務量が増加する中で、職員一人一人の負担の増加も懸念されることから、管理監督者には、日頃から職員の心身の健康状態を把握し、職員からの相談への対応や職場環境の改善等に率先して取り組むことが求められる。

(3) 服務規律の徹底

震災からの復興に向け官民一体で取り組んでいる中で、本県職員は公務に対する信頼を損なうことのないよう高い公務員倫理を保持し、日々の職務に当たることが求められている。

しかしながら、平成27年度においては18人の職員が懲戒処分を受け、今年度も既に多くの処分事案が発生するなど、一部の職員の非行や不祥事によって県政全体への信頼を損ないかねない状況が引き続き発生していることは誠に遺憾である。

処分事案の内容としては、窃盗等の逮捕事案のほか、飲酒運転等の事案も依然として発生しており、こうした不祥事の背景には、危機意識の欠如や公務員としての使命感・倫理観の不足があると考えられる。

各任命権者においては、改めて服務規律の徹底を図り、不祥事の発生防止に努めるとともに、それぞれの職員においても、公務に携わる者としての使命感と緊張感を保持し、自らの行動を律するよう努める必要がある。

また、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど、雇用環境における様々なハラスメントが社会問題となっている中で、民間労働法制においては、事業主に対して、妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等に関する職場におけるハラスメントを防止するための雇用管理上必要な措置の義務化が講じられることとなった。

各任命権者においては、ハラスメント防止に関する職員への意識啓発、相談体制の整備等を進めているが、引き続き風通しのよい職場環境を保持し、他の職員の不適切な言動によって職員の健康等が害されることのないよう、職員一体となって取り組んでいく必要がある。

4 実施の要請

人事委員会の勧告制度は、職員は憲法で保障された労働基本権が制約されているため、その代償措置として、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるとともに、必要な給与制度の見直しを行うことにより、職員の適正な処遇を確保しようとするものである。

本年は、宮城県震災復興計画10年間の計画期間における6年目、「再生期」(H26～H29)の3年目という折り返しの年となり、東日本大震災からの復興において、これまでのハード整備を中心とした取組に加え、被災者支援などのソフト対策もより重要となってきた中、職員は、それぞれの分野において、復興の歩みを着実に進めるべく、不断の努力を重ねている。

一方、本県を取り巻く社会経済情勢については、震災から5年半が経過し、景気の緩やかな回復傾向を受け、雇用情勢が改善しつつある中、民間企業においては、人材不足を背景として、賃金の上昇傾向が続いている状況がうかがえ、本県としても、将来にわたる有為な人材の確保に向け、民間の情勢に応じた適正な勤務条件の確保に意を用いていく必要があると考える。

このような中であって、本委員会は、勧告制度の趣旨に基づき検討した結果、民間企業の月例給及び賞与の支給状況を踏まえ、職員の月例給及び特別給を引き上げることとした。

他方、民間においては、厳しい社会情勢の中、企業やその従業員が日々の努力の積み重ねによって利益を生み出し、給与水準の維持・向上に努めているところであり、それが、ひいては、我々公務員の給与水準への反映・決定に至っていることから、職員においては、このような給与水準の決定のプロセスを改めて認識し、引き続き、県民の県政に対する期待と信頼に応え、強い使命

感と高い士気をもって職務に精励されることを期待する。

以上のとおり、職員に対し適正な処遇を確保し、職員の努力や実績に報いることは、困難な職務に精励する職員の意欲の保持や有為な人材の確保につながるものであり、あわせて、公務員給与に対する県民の信頼を確保することは、将来にわたって県の行政運営の安定を図るための基盤となるものである。

については、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第2

勧 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

イ 勤勉手当

(イ) 平成28年12月期の支給割合

a b以外の職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.9月分（再任用職員にあつては、0.425月分）とすること。

b 特定幹部職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.1月分（再任用職員にあつては、0.525月分）とすること。

(ロ) 平成29年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.4月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.5月分）とすること。

ロ 初任給調整手当

(イ) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を413,800

円とすること。

- (ロ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を 50,600 円とすること。
- (ハ) 獣医学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を 35,100 円とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

イ 平成 28 年 12 月期の支給割合

12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.675 月分とすること。

ロ 平成 29 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.625 月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 期末手当

イ 平成 28 年 12 月期の支給割合

12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.675 月分とすること。

ロ 平成 29 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.625 月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の (2) のイの (イ) , 2 の (2) のイ及び 3 の (2) のイについては、平成 28 年 12 月 1 日から、1 の (2) のイの (ロ) , 2 の (2) のロ及び 3 の (2) のロについては、平成 29 年 4 月 1 日から実施すること。

(別記第 1 から別記第 3 まで省略)

3 公平審査事務

職員の基本的な権利として、経済的権利を支える勤務条件に関する措置要求権と身分保障を支える不利益処分に対する審査請求権があり、これらの権利を保障する機関として、本委員会は、本県職員及び公平委員会事務を受託する市町村等の職員から提出された「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての審査請求」の事案に係る公平審査を行っている。

また、職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出や相談への対応を行っている。

(1) 勤務条件に関する措置の要求（地方公務員法第8条第1項第9号・第2項第1号関係）

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関して、人事委員会に対し地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる（地方公務員法第46条）。

措置要求があったときは、人事委員会は事案について審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対して、必要な勧告をしなければならないこととされている（地方公務員法第47条）。

平成28年度においては、1件の措置要求があり、事案の処理状況は次表のとおりである。

○ 県

（平成29年3月31日現在）

事 案 名	措置要求年月日	措置要求者	要 求 の 概 要	処理年月日及び処理経過等
平成28年(措)第1号事案	28.3.24	教育委員会 職 員	男女別休養室及び休憩設備の設置	審査中

(2) 不利益処分についての審査請求（地方公務員法第8条第1項第10号・第2項第2号関係）

職員は、任命権者から懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる（地方公務員法第49条、第49条の2）。

審査請求があった場合、人事委員会は事案を審査し、その結果に基づいて、任命権者の処分を適法かつ妥当と認めるときにはその処分を承認し、当該処分を違法又は不当と認めるときにはその処分を取り消し、又は修正する判定を行う。また、必要がある場合には、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するよう必要かつ適切な措置を任命権者に対し指示しなければならないこととされている（地方公務員法第50条）。

平成28年度における審査請求（不服申立て）の事案の処理状況は次表のとおりである。

○ 県

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

事 案 名	不服申立 年 月 日	不服申立人	処 分 者	処分の内容	処 分 理 由	処理年月日及び 処理経過等
平成 27 年(不) 第 2 号 事 案	27.10.21	教育委員 会 員 職	教 育 委 員 会	休職の延長	心身の故障	審査中
平成 28 (審) 第 1 号 事 案	28.11.2	教育委員 会 員 職	教 育 委 員 会	休職の延長	心身の故障	審査中

○ 市町村等

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

事 案 名	不服申立 年 月 日	不服申立人	処 分 者	処分の内容	処 分 理 由	処理年月日及び 処理経過等
平成 27 年(不) 第 1 号 事 案	27.10. 2	受 託 団 体 員 職	受 託 団 体 の 消 防 長	懲 戒 免 職	信用失墜行為	H28.7.22 取下げ

(3) 職員の苦情処理（地方公務員法第 8 条第 1 項第 11 号・第 2 項第 3 号関係）

苦情相談は、勤務条件その他の人事管理に関する悩みや苦情についての相談を受け付け、職員が将来に向けてその職場において安心して職務に専念できるようにすることを目的に実施している。

平成 28 年度における職員の苦情処理状況は次表のとおりである。

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

項 目	県	市 町 村 等	合 計
任 用 関 係	1	0	1
給 与 関 係	3	2	5
勤 務 条 件 ・ 服 務 関 係	2	2	4
厚 生 ・ 福 祉 関 係	0	0	0
公 平 審 査 関 係	0	1	1
セクハラ・いじめ関係	4	0	4
そ の 他	3	0	3
合 計	13	5	18

4 公平委員会受託事務（地方公務員法第7条第4項に基づく事務の受託）

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して、その公平委員会が処理すべき勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に関する審査請求の審査、管理職員等の範囲の決定、職員団体の登録に関する事務などを処理させることができるとされている（地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の14）。

これにより、平成29年4月1日現在、次の48団体の事務を受託している。

- (1) 市 町 村 11市, 20町, 1村 計32団体
- (2) 一部事務組合 15団体
- (3) 広域連合 1団体

受託団体名						
(市)		(町)			(村)	
塩竈市	岩沼市	蔵王町	丸森町	大和町	女川町	大衡村
気仙沼市	登米市	七ヶ宿町	亘理町	大郷町	南三陸町	
白石市	栗原市	大河原町	山元町	色麻町		
名取市	東松島市	村田町	松島町	加美町		
角田市	富谷市	柴田町	七ヶ浜町	涌谷町		
多賀城市		川崎町	利府町	美里町		
(一部事務組合)				(広域連合)		
石巻地区広域行政事務組合		宮城東部衛生処理組合		宮城県後期高齢者医療広域連合		
仙南地域広域行政事務組合		白石市外二町組合				
大崎地域広域行政事務組合		宮城県市町村非常勤消防団員				
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合		補償報償組合				
黒川地域行政事務組合		塩釜地区消防事務組合				
亘理地区行政事務組合		宮城県市町村職員退職手当組合				
色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合		宮城県市町村自治振興センター				
亘理名取共立衛生処理組合		加美郡保健医療福祉行政事務組合				

5 公立学校の学校医等の公務災害補償審査事務

本委員会は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第5条第1項の規定に基づき、県立学校及び当委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者の審査の請求について、審査し、裁定を行うこととされている。

なお、これまで同法の規定に基づく審査の請求はなされていない。

6 職員団体等関係事務

地方公務員法に規定する職員団体は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である（地方公務員法第 52 条第 1 項）。

ただし、当局側の利益を代表する職員（管理職員等）とそれ以外の職員とが混在して組織する団体は、職員の利益を適正に代表するための健全な基礎を欠くことになるので、地方公務員法上、職員団体とは認められていない。

同法による管理職員等の定義は、次のとおり規定されており、その具体的な範囲については、労使間で紛議を生じないよう人事委員会又は公平委員会の規則で定めることとされている（地方公務員法第 52 条第 3 項、第 4 項）。

（管理職員等の範囲）

- (1) 重要な行政上の決定を行う職員
- (2) 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- (3) 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- (4) 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- (5) その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員

次に、職員団体には、登録という制度がある。これは、職員団体が自主的かつ民主的に組織され、運営されていることを中立機関である人事委員会が公証する制度であり、この登録を受けた職員団体には次のような附加的利便が認められる。

- (1) 交渉における地位（地方公務員法第 55 条第 1 項）

登録された職員団体から適法な交渉の申入れがあったときは、地方公共団体の当局はその申入れに応ずべき地位に立つ。

- (2) 法人格の取得（職員団体等に対する法人格付与に関する法律第 3 条第 1 項）

登録された職員団体は、法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出ることにより法人となることができる。

- (3) 在籍専従職員の選任（地方公務員法第 55 条の 2）

職員は、任命権者の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてその業務に専ら従事することができる。

ただし、職員団体が登録を受けるか否かは自由であり、また、それによって地方公共団体の当局との交渉に関する基本的な地位に差があるものではない。

なお、本委員会において、現在登録している職員団体は次のとおりである。

職員団体の登録状況（地方公務員法第53条関係）

（平成29年3月31日現在）

番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	28年度中の変更登録状況	備考
1	宮城県職員組合	S 41.10.8	仙台市	○	役員変更	職員団体登録証明
2	宮城県教職員組合	41.10.8	仙台市	○	役員変更	
3	南三陸町職員組合	41.10.8	南三陸町			
5	宮城県高等学校・障害児学校教職員組合	41.10.12	仙台市	○	規約変更 役員変更	
6	東松島市職員組合	41.12.20	東松島市	○		
7	美里町職員組合	41.12.20	美里町	○	役員変更	
8	栗原市職員労働組合	41.12.20	栗原市	○	役員変更 規約変更	
9	大河原町職員組合	41.12.20	大河原町	○	役員変更	
11	蔵王町職員組合	41.12.20	蔵王町	○	規約変更 役員変更	
12	角田市職員労働組合	41.12.20	角田市	○	役員変更	
14	気仙沼市職員労働組合	42.3.29	気仙沼市		役員変更	
16	川崎町職員労働組合	42.7.14	川崎町			
18	村田町職員組合	42.11.14	村田町		役員変更	
21	七ヶ宿町職員組合	43.10.28	七ヶ宿町	○	役員変更	
28	松島町職員組合	48.2.13	松島町		規約変更 役員変更	
29	仙南地域広域行政事務組合職員組合	48.4.26	角田市	○	役員変更	
30	登米市職員組合	48.8.15	登米市	○	役員変更	
34	七ヶ浜町職員組合	50.4.15	七ヶ浜町			

番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	28年度中の変更登録状況	備考
39	白石市職員組合	62. 4. 1	白石市	○	役員変更	
40	石巻地区広域行政事務組合職員労働組合	^H 6. 11. 29	石巻市	○	役員変更	
42	宮城高校教育ネットワークユニオン	9. 11. 14	仙台市	○		
43	気仙沼市立病院職員労働組合	10. 6. 19	気仙沼市			
44	岩沼市職員労働組合	11. 3. 3	岩沼市	○	役員変更	
45	亘理名取共立衛生処理組合労働組合	11. 11. 16	岩沼市			
46	大崎広域職員労働組合	12. 8. 17	大崎市	○	役員変更	
48	公立志津川病院職員組合	21. 2. 18	南三陸町	○		
49	名取市職員労働組合	21. 4. 15	名取市			
50	大郷町職員組合	24. 12. 18	大郷町	○		
51	公立刈田総合病院職員組合	26. 3. 27	白石市	○	役員変更	

従来、職員以外の構成員を有するなどの理由によって職員団体登録制度の登録要件を満たすことができない職員団体は、地方公務員法第54条の規定により法人格を取得することができなかった。しかし、昭和53年9月に「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」が制定されたことにより、認証機関（人事院、最高裁判所、人事委員会及び公平委員会であり、当該団体の構成員等による区分に応じて規定される。）による規約の認証を受けて法人格を取得する途が開かれた。

現在、本委員会が認証しているのは次の1団体である。

職員団体の規約の認証の状況（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律関係）

（平成29年3月31日現在）

職員団体等の名称	規約の認証年月日	主たる事務所の所在地	職員団体等の種別
全日本自治団体労働組合 宮城県本部	S55. 4. 21	仙台市青葉区二日町7番23号	混合連合団体

7 勤務時間等関係事務

- (1) 職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号），学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号），職員の勤務時間，休暇等に関する規則（人事委員会規則8－5）及び学校職員の勤務時間，休暇等に関する規則（人事委員会規則8－6）の規定に基づき，職員及び学校職員に係る週休日及び勤務時間の割振りの協議，特別休暇等の承認を行うこととなっているが，平成28年度において承認等はなかった。

- (2) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮城県条例第8号），職務に専念する義務の特例に関する規則（人事委員会規則9－1）の規定に基づき，職務に専念する義務を免除する特例について，任命権者が特に必要と認めた場合，本委員会が定めることとなっているが，平成28年度において定めた特例はなかった。

8 労働基準監督関係事務

(1) 労働基準監督機関の職権行使について

地方公務員には、原則として労働基準法、労働安全衛生法その他の労働関係法令等が適用されることとなっている（地方公務員法第 58 条第 3 項）。これら労働関係法令等に基づく職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は労働基準法別表第 1 の号別区分により、現業事業場に従事する職員については労働基準監督署が、非現業事業場に従事する職員については人事委員会（本県においては人事委員会委員長）が、それぞれ行使することとなっている（地方公務員法第 58 条第 5 項）。職権行使に当たっての各事業場の号別区分においては、本委員会と宮城労働局とで協議して決定しており、その内容は表のとおりである。

人事委員会が行う職権行使の主な内容は、労働基準法に基づくものでは解雇予告除外認定（第 20 条）、時間外・休日労働に関する協定届の受理（第 36 条）、宿日直勤務の許可（第 41 条）等であり、労働安全衛生法に基づくものではボイラー等に係る設置届の受理（第 88 条）、落成検査（第 38 条）等の実施である。

○ 人事委員会が職権を行使する事業所

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

労働基準法の号別等		事業場名	
12 号	教育、研究又は調査の事業	知事部局	
		総務部	公務研修所、公文書館、消防学校
		環境生活部 保健福祉部 経済商工観光部 農林水産部	保健環境センター、環境放射線監視センター 高等看護学校、子ども総合センター 産業技術総合センター、高等技術専門校（白石、仙台、大崎、石巻、気仙沼）、仙台人材開発センター、宮城障害者職業能力開発校 農業大学校、農業大学校水田経営学部・畜産学部教場（2）、農業・園芸総合研究所、古川農業試験場、畜産試験場、林業技術総合センター、水産技術総合センター（漁業調査指導船「みやしお」、漁業調査指導船「開洋」を除く。）、水産技術総合センター気仙沼水産試験場、水産技術総合センター内水面水産試験場、水産技術総合センター水産加工開発部、水産技術総合センター養殖生産部
教育委員会	総合教育センター、視覚支援学校（寄宿舍を除く。）、聴覚支援学校（分校を含み、寄宿舍を除く。）、支援学校（17）（分校を含み、寄宿舍を除く。）、高等学校（76）（分校、定時制単独校、学校附設の寄宿舍を含む。実習農場は本校に含める。）、中学校（2）、図書館、美術館、自然の家（3）、多賀城跡調査研究所、東北歴史博物館		
		警察本部	警察学校

労働基準法の号別等	事業場名	
官公署	本庁	知事部局，教育庁，議会事務局，選挙管理委員会事務局，人事委員会事務局，監査委員事務局，労働委員会事務局，収用委員会事務局，海区漁業調整委員会事務局，警察本部
	知事部局 総務部 震災復興・企画部 環境生活部 保健福祉部 経済商工観光部 農林水産部 土木部	県税事務所（大河原，仙台南，仙台中央，仙台北，塩釜，北部，東部，気仙沼），県税事務所地域事務所（栗原，登米），仙台中央県税事務所扇町出張所，気仙沼県税事務所南三陸支所，防災ヘリコプター管理事務所 東京事務所 動物愛護センター 児童相談所（中央（一時保護班を除く。），北部，東部），東部児童相談所気仙沼支所，女性相談センター，リハビリテーション支援センター 大阪事務所，大阪事務所名古屋産業立地センター，地方振興事務所（大河原，仙台（水産漁港部を除く。），北部，東部（水産漁港部を除く。），気仙沼（水産漁港部を除く。），地方振興事務所地域事務所（栗原・登米），気仙沼地方振興事務所南三陸支所，計量検定所 農業改良普及センター（大河原，亘理，仙台，大崎，美里，栗原，登米，石巻，本吉），病害虫防除所，家畜保健衛生所（大河原，仙台，北部，東部），漁業取締船（うみわし，うみたか） 気仙沼土木事務所弘川ダム管理事務所，東部土木事務所登米地域事務所長沼ダム管理事務所，地方ダム総合事務所（仙台，大崎，栗原），仙台地方ダム総合事務所ダム管理事務所（樽水，大倉，七北田，南川，宮床，惣の関），大崎地方ダム総合事務所ダム管理事務所（漆沢，化女沼，上大沢，岩堂沢，二ツ石），栗原地方ダム総合事務所ダム管理事務所（花山，荒砥沢，小田，栗駒）
	教育委員会	教育事務所（大河原，仙台，北部，東部，南三陸），教育事務所地域事務所（栗原，登米）
	警察本部	機動警ら隊，鉄道警察隊，機動捜査隊，科学捜査研究所，運転免許課，運転免許センター（3），運転教育課，交通機動隊，高速道路交通警察隊（分駐隊を含む。），機動隊，警察署（24），交番（77），駐在所（145），警備派出所（2）

○ 労働基準監督署が職権を行使する事業所

(平成29年4月1日現在)

労働基準法の号別等		事業場名	
1号	物の製造, 改造, 加工, 修理, 洗浄, 選別, 包装, 装飾, 仕上, 販売のためにする仕立, 破壊若しくは解体又は材料の変造の事業	企業局	大崎広域水道事務所, 仙南・仙塩広域水道事務所, 仙南・仙塩広域水道事務所工業用水道管理事務所
		警察本部	自動車整備工場
3号	土木, 建築その他工作物の建設, 改造, 保存, 修理, 変更, 破壊, 解体又はその準備の事業	知事部局 経済商工観光部 農 林 水 産 部 土 木 部	地方振興事務所水産漁港部 (仙台, 東部, 気仙沼) 王城寺原補償工事事務所 土木事務所 (大河原, 仙台, 北部, 東部, 気仙沼), 土木事務所地域事務所 (栗原・登米), 港湾事務所 (仙台塩釜, 石巻), 下水道事務所 (中南部, 東部)
7号	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産, 養蚕又は水産の事業	知事部局 農 林 水 産 部	水産技術総合センター漁業調査指導船「みやしお」, 漁業調査指導船「開洋」
		教育委員会	海洋総合実習船「宮城丸」
13号	病者又は虚弱者の治療, 看護その他保健衛生の事業	知事部局 環 境 生 活 部 保 健 福 祉 部	食肉衛生検査所 保健福祉事務所 (仙南, 仙台, 北部, 東部, 気仙沼), 保健福祉事務所地域事務所 (栗原・登米), 仙台保健福祉事務所支所 (岩沼・黒川), 中央児童相談所一時保護班, さわらび学園, 精神保健福祉センター
		教育委員会	視覚支援学校寄宿舎, 聴覚支援学校寄宿舎, 船岡支援学校寄宿舎, 支援学校小牛田高等学園寄宿舎, 支援学校岩沼高等学園寄宿舎, 支援学校女川高等学園寄宿舎
14号	旅館, 料理店, 飲食店, 接客業又は娯楽場の事業	知事部局 総 務 部 経済商工観光部	職員寮 (10) 松島公園管理事務所
		警察本部	警察職員寮 (6)
官公署		企 業 局	本局

(2) ボイラー等の事務処理状況について

ボイラー等危険性の高い機械の操作に従事している職員の安全を確保するため、労働安全衛生法やボイラー及び圧力容器安全規則の規定により人事委員会がボイラー及び圧力容器の設置届等の受理、落成検査等を実施することになっている。

なお、性能検査については、厚生労働大臣の登録を受けた登録性能検査機関（性能検査の代行機関）が実施している。

① 特定機械等の設置及び性能検査の状況（労働安全衛生法第 41 条関係）

区 分 種類・年度		設 置 基 数				性 能 検 査 基 数			
		知事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計	知事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計
ボ イ ラ ー	28	11	21	6	38	11	19	6	36
	27	11	21	6	38	9	21	6	36
第一種圧力容器	28	10	13	1	24	10	13	1	24
	27	10	13	1	24	9	13	1	23
ゴ ン ド ラ	28	3	2	0	5	3	2	0	5
	27	3	2	1	6	3	2	1	6
ク レ ー ン 等	28	0	2	0	2	0	2	0	2
	27	0	2	0	2	0	0	0	0
計	28	24	38	7	69	24	36	7	67
	27	24	38	8	70	21	36	8	65

(注1) 本表中の「設置基数」については平成 29 年 3 月 31 日現在の状況（休止中も含む。）であり、「性能検査基数」については平成 28 年度中の実施状況である。

(注2) クレーン等には、クレーンのほか移動式クレーンが含まれる（以下同じ）。

② ボイラー等の設置届等の状況（労働安全衛生法第 38 条・88 条・100 条関係）

		ボ イ ラ ー	第 一 種 圧 力 容 器	ゴ ン ド ラ	ク レ ー ン 等	計
設 置 届	事業場数	1	—	—	—	1
	基 数	2	—	—	—	2
設 置 報 告 書	事業場数	—	—	—	—	—
	基 数	—	—	—	—	—
落 成 検 査	事業場数	1	—	—	—	1
	基 数	2	—	—	—	2
使 用 再 開 検 査	事業場数	—	—	—	—	—
	基 数	—	—	—	—	—

(注) 事業場数の計はのべ事業場数である。

③ ボイラー等の落成検査の状況（労働安全衛生法第38条関係）

事業場名	種類	使用検査番号	内容積 又は伝熱面積	設置届受理年月日	落成検査年月日
鹿島台商業 高等学校	ボイラー	宮 9029	伝熱面積 9.8 m ³	平成 28 年 9 月 6 日	平成 28 年 10 月 17 日
鹿島台商業 高等学校	ボイラー	宮 9030	伝熱面積 9.8 m ³	平成 28 年 9 月 6 日	平成 28 年 10 月 17 日

④ ボイラー等の廃止届等の状況

		ボイラー	第一種圧力容器	ゴンドラ	クレーン等	計
廃止届	事業場数	1	—	1	—	2
	基数	2	—	1	—	3
変更届	事業場数	—	—	—	—	—
	基数	—	—	—	—	—
休止届	事業場数	—	—	—	—	—
	基数	—	—	—	—	—

(注) 事業場数の計はのべ事業場数である。

⑤ その他の手続きの処理状況（労働安全衛生法第39条関係）

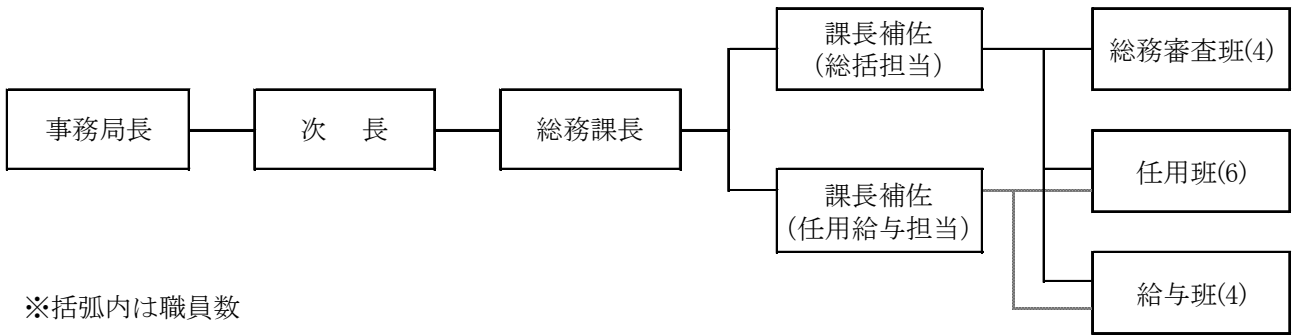
手続の種類	機械の種類	件数
検査証交付	ボイラー	2
検査証書替え	—	—
検査証再交付	—	—

(3) その他の事務処理状況について（労働基準法第20条・41条，労働安全衛生法100条関係）

ボイラー等に係るもの以外の事務処理状況は，次のとおりである。

手続の種類	件数
解雇予告除外認定	7
時間外・休日労働に関する協定届	1
継続的な宿直又は日直勤務許可	10
定期健康診断結果報告	3
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告	2
衛生管理者選任報告	5
産業医選任報告	0

◎ 事務局の組織及び事務分掌（平成 29 年 4 月 1 日現在）



※括弧内は職員数

総 務 審 査 班	1 人事委員会の会議に関すること。 2 事務局職員の任免，給与，分限，懲戒，服務その他の人事及び研修に関すること。 3 公印の管理に関すること。 4 文書の收受，発送，編さん及び保存に関すること。 5 予算，決算その他の会計事務に関すること。 6 物品の管理に関すること。 7 広報に関すること。 8 人事委員会規則等の制定及び改廃に関すること。 9 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。 10 職員に対する不利益な処分についての審査請求に関すること。 11 公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する審査の請求に関すること。 12 職員に対する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。 13 職員団体等の登録等に関すること。 14 市町村及び一部事務組合等の公平委員会の受託事務に関すること。 15 職員に対する労働基準監督機関の職権行使に関すること。 16 職員の勤務時間その他勤務条件に関すること。 17 職員の苦情の処理に関すること。 18 地方公共団体の長に対する業務の状況の報告に関すること。 19 職員の退職管理に関すること。 20 他の班の所管に属しない事務に関すること
任 用 班	1 人事行政に関する事項についての企画及び調査に関すること。 2 人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。 3 人事行政の運営に関する任命権者への勧告に関すること。 4 職員に関する制度についての研究の成果に関する議会若しくは長又は任命権者への提出に関すること。 5 職員に関する条例の制定又は改廃に関する議会及び長に対する意見の申出に関すること。 6 職員の競争試験及び選考に関すること。 7 職員の人事評価に関すること。 8 職員の研修に関すること。
給 与 班	1 職員の給与制度の改善についての調査，研究の成果を議会若しくは長又は任命権者に提出すること。 2 職員に関する条例の制定又は改廃について議会及び長に対し意見の申出をすること。 3 職員の給料表の適否について議会及び長に対し報告及び勧告を提出すること。 4 給与条例等に基づく人事委員会規則の制定，改廃に関すること。 5 職員に対する給与の支払の監理に関すること。